

も有りぬべければ、字さへ渡りて去りたらんには、書出ぬことやはあるともいふべけれど、吉備公の入唐の繪詞に見えたる如く、かの地にて碁といふものは何物ぞといふやうにとはる、ばかりまれざるもの、文字のたとへ渡りぬたらんにも、ふとにはかにおもひ出て、物もまれざる耳遠き字を書くべき事かは、かの記中、右の外にも見えたる所あり、とにかく吉備の大入唐以前に渡りし事去られたり、たゞし吉備公歸朝ありしよりして、碁譜口訣等も傳はりて上達せしことは、この頃よりやさかなりけん、吉備公入唐は玄宗の時なれば、西土もこの道に高手のもの多かりし時とおもはる、さて此後よりして天下さかんにおこなはれ、圍碁の沙汰くはしくなりもて來れるが故に、吉備公の傳來のやうにふといひ出たるものならんか、又ある人の考に、圍碁の傳來は、恐らくは朝鮮よりならんか、其故は吉備公入唐は、玄宗の開元四年なり、朝鮮史略に、國人善碁詔、以參軍楊季鷹爲副、到國獻道德經とあるなど、思ふに、朝鮮ははやくより碁を能するもの多くありしと見えたり、此時西土にても楊季鷹を遣はして、學ばせしものならむとおもはる、とにかく朝鮮は皇國に通せしは、崇神天皇の御時より渡り初めて、西土の來聘よりははるかに以前なり、殊に百濟より王仁の類ひ來りて經書わたり、又三十代欽明天皇の御代に佛經渡り、すべて西土より先に種々の物を渡し來さしめしものならんかといへり、此説によるべきにや、とにかく吉備公の歸朝まへに渡りし事は正しくまられたり、

〔令義解僧二尼〕凡僧尼作音樂、及博戲者、謂雙六、禰之類也、百日苦使、碁琴不在制限、

〔帝王編年記仁三〕承和二年三月十五日、弘法大師有遺告等、碁琴非制限之由、雖載僧尼令門弟等

圍碁雙六總以可停止、

〔律疏職制〕凡聞父母若夫之喪、匿不舉哀者、徒二年、○中略、雜戲杖八十、○中略、雜戲、謂雙六、圍碁之屬、

〔御年譜附尾〕慶長十年八月 附曰、十日伏見城御制法、○中略